#### 1 社会 経済環境の変化

## 少子高齢社会、地方分権社会、情報化社会という 時代の流れをつかむ

21世紀は、少子高齢社会、地方分権社会、情報化社会という時代 の流れにより社会状況が大きく変化してきている。

少子高齢社会の進展は、社会や経済構造を変革させ、人々のライフサイクル、価値観等に大きな影響を与えている。今後、芸術文化を享受した世代が高齢化を迎えると、子育ても終わり演劇や音楽コンサートを楽しむために十分な所得をもつ世代が、生活を楽しむ傾向が徐々に強くなってくることが予想される。人々の芸術文化を楽しむという欲求を満たし、さらなる豊かさを提供するためには、地域の積極的な取り組みが一層求められてくるだろう。

また、地方分権の進展に伴い、芸術文化の領域においても地域における自主的・主体的取り組みが求められており、地域が自らの責任と判断に基づき、多様化している市民ニーズに適切に応えることや地域の個性を育む取り組みが期待されている。また、現在全国各地において急速に市町村合併の気運が高まってきている。これに伴い、文化施設の広域的で効率的な整備と住民による広範な利用が一層求められる状況が見られるところである。

更に近年、衛星放送、コンピュータ、インターネット、携帯電話等の 普及など情報化が飛躍的に進み、地域住民が地域を問わず、自らの 取捨選択で芸術文化情報を入手できるようになり、実物の芸術文化 に触れてみたいという地域住民の欲求が強くなり、実物の芸術文化 が重要な意味をもつことになってきている。

# 心豊かな国民生活及び活力ある社会を実現するため、芸術文化が 果たす役割を見つめ直す

このような中で、国においても平成13年12月に文化芸術振興基本法が施行され、その中で芸術文化について、「人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めると共に、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。」と芸術文化の位置づけがなされるとともに、地方公共団体が自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定・実施する責務についても併せて定められることとなった。

このような社会の環境変化の中で、芸術文化が果たす創造性豊かで積極的な役割を見つめ直す必要がある。

### 芸術文化を土壌とした連携が求められる

芸術文化は、それ自体が独立した行政分野でもあるが、むしろ 様々な分野の基礎となるべきものである。

また、芸術文化は、このように社会経済環境の大きく変化する時代にあって、それが教育、福祉など様々な分野に好影響を与え、更なる芸術文化意識の向上、芸術文化環境の整備へ繋がっていく鍵ともなるべきものである。

このように芸術文化は、様々な分野と連携することにより豊かな社会を形成する力を有しており、いかに良質でより多くの芸術文化を人々に提供できるかが、今後の地域発展のバロメーターとなる。活力ある財団運営を実現するためには、なによりも「人 = 職員」が財産である。意欲ある職員に研修等の機会を積極的に提供するとともに、プロパー職員等に能力に応じて権限と責任を与えることが肝要である。

## 2 財団を取り巻く環境

### ハードの充実からソフトの充実が求められる

わが国においては、特に80年代以降、多くの公立芸術文化施設が開設され、多くの人々に文化芸術に触れることができる機会を提供している。2000年現在、約2,500の芸術文化施設 (192万席)が存在し、ここ20年で約3倍と急激にその数が増加している。この席数を我が国の総人口で割り出すと、国民1人当り年間約5回公立文化施設に足を運べることになり、地域住民がどれだけ芸術文化に触れる機会が多くもてるようになったかが理解できる。その一方で地域文化施設としては、地域住民に年間5回足を運んでもらわないと観客席が埋まらないという悩みを抱えている。

このように地域における文化施設 (ハード)は飛躍的に整備されたが、今後、地域住民と施設が結びつくようなソフトをますます充実していくことが大きな課題となっている。

#### 厳しい行財政改革の中、財団のあり方が問われる

昨今の超低金利時代にあって、財団の基金の運用益も激減し、事業費の確保が困難となっている。また、近年の極めて厳しい地方財政の状況を反映して、地方公共団体における文化経費(事業費)はバブル崩壊後逓減してきており、財団運営は財政的には非常に厳しい時代になっている。

その中で、財団組織内部に目を向ければ、財団の管理運営体制の硬直化、財団職員の身分 (キャリアアップ)制度の未整備、派遣職員とプロパー職員による一体的運営の確保の問題、経営意識の欠如等の課題も指摘されているところである。

国においては、特殊法人や公益法人の見直しが検討され、とりわけ公益法人制度については財団制度そのものの見直しの議論が始まっているところである。地方公共団体においても、外郭団体の見直し、再編が叫ばれ、行政評価や説明責任が厳しく問われる時代にあって、文化施設を運営する財団法人のあり方についても、今一度原点に立ち返って見直し、これからの時代にふさわしい芸術文化の創造にいかに貢献するかを見直す時期がきている。

#### 2 財団を取り巻く環境

### 財団設立のメリットを活かす

財団の設立のメリットは、自治体では不可能な、柔軟な事業展開ができることが挙げられる。アンケート調査においては、主に(1)柔軟な運営体制の整備、(2)専門人材の登用、(3)弾力的・効率的な財政運営、(4)民間的発想の導入とサービスの向上が挙げられている。

しかしながら、現実問題として、多くの財団が財団設立のメリットを 活かしているとは言い難い現状にある。

財団を取り巻く厳しい環境の下で、次のような先進的な取り組みを参考にして、それぞれの地域における財団の特性や地域性を考慮しながら、財団設立のメリットを活かし積極的に活力あるホール運営に臨むべきである。

(1)柔軟な運営に関しては、財団は公益法人であるため、主務官庁のしばり、公益事業というしばりがあるものの、自治体直営の場合より自由度は高く、例えば、24時間365日施設利用を行っているところ、公の施設の専有利用に関わる議決を得て運営しているところがある。

(2)専門人材の登用に関しては、自治体ほど人事制度にしばりがないことにより、優れた見識と豊富な経験をもつ企画スタッフ等専門家の任用が容易であり、例えば市民ディレクター制を取っているところ、芸術監督や企画アドバイザーを置くところがある。

(3) 弾力的 効率的な財政運営に関しては、財団の会計制度が企業会計に近いことから、各地でいろいろな取り組みが行われている。例えば、利用料金制を採用することにより自己財源を捻出しているところ、自治体の一般会計に基金として取り組む運用財産制度を導入しているところなどがある。

(4)民間的発想の導入とサービスの向上に関しては、利用料金制度の採用により、経営努力の成果が新たな事業展開に繋がるため、財団の自主性、柔軟性が確保され、運営の活性化につながっているところ、職員が専門性を持つことにより行き届いた事業運営、サービスの向上が図れたところがある。

#### 参考】

2

	1990年	2000年
公共ホール総客席数	約60万席	約192万席
年間総客席数 (a) (年312日稼働と仮定)	約1億8,700万席	約6億席
日本の総人口 (b)	約1億2,400万人	約1億2,700万人
1人当りの年間客席数 (a) / (b)	1.5席 / 人	4.7席 / 人

注)地域創造 地域の公立文化施設に関する調査」報告書(平成13年3月)のデータを、地域創造において 独自に加工したデータ。